

第2章 妊娠・出産の支援

第1節 妊娠・出産期における支援

【現状と課題】 2-1

- 本県の周産期医療[※]は、2つの総合周産期母子医療センター（長崎医療センター、長崎大学病院）と、2つの地域周産期母子医療センター（長崎みなとメディカルセンター、佐世保市総合医療センター）、地域の周産期医療機関とのネットワークによって確保されています。離島地域においては、企業団病院の中核病院が対応し、切迫早産などの重篤な患者については、ドクターヘリや県の防災ヘリ、海上自衛隊ヘリによって本土の総合周産期母子医療センター等へ搬送するシステムが確立されています。持続可能な周産期医療体制確保のため、情報連携や産科、小児科医師の育成・確保、NICU[※]等周産期医療施設の充実が今後の課題です。
- 妊娠中は、生活習慣の変化、女性ホルモンの影響により口腔内の衛生状態が悪くなる要因が増え、むし歯や歯周病にかかりやすくなります。特に、歯周病は低体重児出産のリスクが高まることから、妊娠中の歯・口の健康に努める必要があります。
- 核家族化や共働き世帯の増加、地域社会の変化等により、妊娠・出産の孤立感や負担感を抱える状況が増えてきており、妊娠期からの切れ目のない支援が求められています。
- 出生に始まり成人期までの一連の成長過程において、医療・保健・教育・福祉などのより幅広い関係分野での取組の推進が必要です。

【具体的施策】 2-1

- 安全に出産できる環境を確保するため、周産期母子医療センターの運営・設備や地域の周産期医療機関との情報連携の充実を図るとともに、状態が安定した母体や新生児の地域での受入体制を構築します。また、救急医療を必要とする場合は、ドクターヘリ等による搬送を実施します。

（医療政策課）

- NICU を退院後、引き続き医療的ケア児等が、在宅で安心して療養できる体制の整備を目指し、医療と保健、障害福祉、教育等が連携した

施策を進めます。多職種が参加する症例検討会や、地域における退院時カンファレンスへの技術的支援を行うほか、医師、訪問看護師、相談支援専門員など、在宅医療に関わる人材の確保、育成を図ります。
(医療政策課、障害福祉課)

- 小児科・産科医を志望する研修医に対する研修資金の貸与や、産科医及び助産師に支給される分娩手当に対する助成など、周産期医療体制の整備に取り組みます。

(医療人材対策室)

- 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が、できるだけ早期に相談支援の窓口につながり、必要な支援を受けることができるよう、窓口の周知に努め、関係機関と連携しながら取組を進めます。

(こども家庭課)

- 市町と歯科医院、産婦人科医院との連携により、妊産婦の歯科健診・健康教育を推進します。

(こども家庭課)

- 歯科保健関係者で構成する協議会（歯科保健医療部会並びに同専門委員会）において、妊産婦歯科保健の推進体制や歯科保健教育の取組に関する情報共有を図り、関係機関による連携した取組の促進に努めます。

(国保・健康増進課、こども家庭課)

- 新生児を対象として、先天性代謝異常等検査や聴覚検査を実施することにより、疾病や障害を早期に発見し、疾病の予防や治療、障害の軽減などに努めます。

(こども家庭課)

- 全ての妊産婦・子育て世帯、こどもの包括的な相談支援を行うこども家庭センターの設置促進や機能強化に向けた支援を行い、「伴走型相談支援」の推進に努めます。市町が行う乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業などと連携して、児童虐待の予防や早期発見にも資するよう、母子の健康保持や育児について、必要な支援に努めます。

【2-1、3-1-1 掲載】(こども家庭課)

- 産科・小児科・精神科医療機関と行政が連携し、メンタルヘルスケアが必要な妊産婦を早期に把握し、支援を行います。

(こども家庭課)

- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行う「産後ケア事業」について、提供体制の確保に向けた広域的な調整を行い、産前・産後の支援の充実に努めます。

（こども家庭課）

第2節 不妊治療対策の充実

【現状と課題】2-2

- 近年、働く女性の増加、結婚に対する価値観の変化等による晩婚化・晩産化に伴い、不妊に悩む夫婦の割合が増加しています。
- 不妊治療については、令和4年4月から生殖補助医療が保険適用となりましたが、保険適用外となる一部の診療については経済的な負担が大きく、また、治療に伴う身体的負担や精神的負担も抱えていると思われます。
- 生殖補助医療を実施している医療機関が少ないため、地域によって通院時の移動に負担が生じています。

【具体的施策】2-2

- 県立保健所の「性と健康の相談センター」及び SNS※を活用した相談窓口において、不妊に関する悩みや不妊治療に関する相談等、必要なサポートを行います。
（こども家庭課）
- 不妊治療の保険適用後において、一部保険適用とならない先進医療等への助成を行います。
（こども家庭課）
- 市町が実施する不妊治療助成事業等と連携し、希望する方が不妊治療を受けやすくなるよう環境整備に努めます。
（こども家庭課）
- 男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うことを促せるよう、プレコンセプションケア※の取組を推進します。
（こども家庭課）

【数値目標】

数値目標	基準値		目標値	
	年度		年度	
妊産婦死亡数	R5	0人	毎年	0人
不妊治療費助成組数	R5	259組	-	-
妊娠・出産に関する正しい知識などの普及を図る健康教育参加者の理解度	R5	99%	毎年	100%